

海老名市有料広告事業基本要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の行政資産等を広告媒体として有効活用を図ることにより、各事業の運営経費に充当するなどの積極的な財源創出による行政経営、市民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与するため、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に規定するもののうち広告が掲載され若しくは広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の広報印刷物

イ 市のホームページ

ウ 市の財産

エ 広告主又は代理店が所有する資産

オ その他広告媒体として活用できる資産で市長が個別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第3条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報とし、次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 各種の主義主張

(6) 個人又は法人の名刺広告

(7) 美観風致を害するおそれがあるもの

(8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(9) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告に関する基準は、別に定めるものとする。

(広告媒体の種類)

第4条 広告媒体の種類は、広告掲載の有料、無料を問わず、新たに市の行政資産の有効活用を図ることができ、かつ、広告を掲載することにより当該行政資産の本来の目的を損なうおそれがないものとし、財務部長が別に定める。

2 前項に規定するもののほか、新たに広告掲載を行う広告媒体については、庁議において選定するものとする。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに各所管課等の長が別に定める。

(広告募集方法等)

第6条 広告募集方法、予定価格、選定方法、広告料の納入方法、広告料の納入期日及び広告掲載に係る契約の諸事項については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、各所管課等の長が実施要領等により別に定める。

(広告収入)

第7条 広告による収入は、所管する各部の特定財源とし、当該各部の包括予算として、当該事業の運営費として活用できるものとする。

(広告主の責務)

第8条 広告主は、法令を遵守し、法令に反する行為又はそのおそれのある行為をしてはならない。

2 広告主は、掲載する広告に関する財産権の権利処理を完了していなければならない。

3 広告主は、広告の仕様が第三者の権利を侵害するものとしてはない。

4 広告主は、掲載する広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情若しくは被害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、すべて自らの責任及び負担において解決するものとする。

(審査機関)

第9条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、海老名市有料広告事業審査委員会(以下「審査会」という。)を設ける。

2 審査会は、各部等の次長をもって組織する。

- 3 審査会の委員長には財務部次長を、副委員長には市長室次長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、広告内容等、広告の掲出に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員長が議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第11条 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体の所管課等の長を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

《平成18年4月25日 制定》

《平成19年7月25日 一部改正》

《平成20年4月1日 一部改正》

《平成20年8月1日 一部改正》

《平成21年2月16日 一部改正》

《平成22年 2 月16日 一部改正》

《平成26年 7 月 1 日 一部改正》

有料広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、海老名市有料広告事業基本要綱第3条第2項に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告に関する基本方針)

第2条 海老名市の広告媒体に掲載する有料広告（以下「広告」という。）は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

2 屋外広告の内容及びデザインは、当該広告を掲出する地域の特性に配慮するとともに、街の美観風致を著しく阻害するものであってはならない。なお、この基準に定める屋外広告とは、神奈川県屋外広告物条例（昭和24年条例第62号）第2条に定める許可を要するものという。

(規制業種又は事業者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融の業種
- (4) たばこの販売の業種
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (7) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (8) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (9) 各種法令に違反しているもの
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(掲載基準)

第4条 広告内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- (2) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービス

を提供するもの

- (3) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (4) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (5) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (6) 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- (7) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれのあるもの
- (8) 社会的に不適切なもの
- (9) 国内世論が大きく分かれているもの
- (10) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもので次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現（誇大広告）（根拠となる資料を要する。） 根拠のない表示や誤認を招くような表現 例：「世界一」「一番安い」等
 - イ 射幸心を著しくあおる表現 例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
 - ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等で認められていない業種、商法又は商品
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - キ 責任の所在が明確でないもの
- (11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもので次のいずれかに該当するもの
 - ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
 - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想又は想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体、精神及び教育に有害なもの

(屋外広告に関する基準)

第5条 屋外広告の内容及びデザイン等が都市の美観風致を損なうおそれがある次の各号のいずれかに該当する場合は掲載しない。

- (1) 会社名、商品名を著しく繰り返すもの
- (2) 彩度の高い色、原色、金銀色等を広範囲に使用するもの
- (3) 美観を損ねるような著しくどぎついもの及びくどいもの
- (4) 景観と著しく違和感があるもの
- (5) 意味なく、身体の一部を強調するようなもの
- (6) 著しくデザイン性の劣るもの
- (7) 意味が不明なもの等、公衆に不快感を起こさせるもの

2 屋外広告の内容及びデザイン等が次の各号のいずれかに該当する場合には掲載しない。

- (1) 交通事故を誘発する等、交通の安全を阻害するおそれのあるもの
- (2) 自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるもので次のいずれかに該当するもの
 - ア 過度に鮮やかな模様及び色彩を使用するもの
 - イ 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
 - ウ 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの
- (3) 自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもので次のいずれかに該当するもの
 - ア 読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの
 - イ 水着姿及び裸体姿等を表示し、著しく注意を引くもの
 - ウ デザインがわかりづらい等、判断を迷わせるもの
 - エ 絵柄や文字が過密であるもの

(市ホームページに関する基準)

第6条 市ホームページへの広告は、市ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているWEBページの内容についてもこの基準を適用する。

(広告表示内容に関する個別の基準)

第7条 広告の具体的な表示内容等は、掲載の都度、当該広告媒体の所管課等の長が別表の個別基準に基づいて検討し、判断することとする。この場合において、内容の訂正又は削除等が必要な場合には広告主に依頼することとし、広告主は、正当な理由がある場合以外は訂正

又は削除等に応じなければならない。

- 2 前項に掲げるもののほか、広告の内容等、広告の掲出に関して疑義が生じた場合については、当該広告媒体の所管課等が海老名市有料広告事業審査委員会（以下「審査会」という。）に審査依頼し、その結果をもって判断する。

（委任）

第8条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、審査会に審査依頼し、別に基準を作成することができる。

附 則

この基準は、平成18年4月25日から施行する。

この基準は、平成19年6月7日から施行する。

この基準は、平成19年10月1日から施行する。

この基準は、平成26年7月1日から施行する。

別表 （第7条関係）

個別基準

1 人材募集広告

- （1） 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは、掲載しない。
- （2） 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけ又は資金集めを目的としているものは、掲載しない。

2 語学教室等

安易さ又は授業料若しくは受講料の安価さを強調する表現は、使用しない。

例：「1箇月で確実にマスターできる」

3 学習塾、予備校等（専門学校を含む。）

合格率など実績を載せる場合は、実績年もあわせて表示する。

4 外国大学の日本校

下記の主旨を明確に表示すること。

「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」

5 資格講座

- （1） 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。

「この資格は、国家資格ではありません。」

- （2） 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。

「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」

- （3） 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけ又は資金集めを目的としているものは、掲載しない。

- （4） 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

6 病院、診療所及び助産所

- （1） 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5、第6条の6及び第6条の7の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。
- （2） 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならな

い。

(3) 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。

(4) 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べるとはできない。

(5) マークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。赤十字のマークや名称は、自由に用いることができない。

7 施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復等）

(1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

(2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は、広告できない。

(3) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は、掲載できないため業務内容の確認は必ず行う。

8 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具等（健康器具、コンタクトレンズ等）

広告を掲載する事業者は、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課で広告内容についての了解を得ること。

9 健康食品、保健機能食品、特別用途食品等

広告を掲載する事業者は、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得ること。

10 介護保険法に規定するサービス、その他高齢者福祉サービス等

(1) サービス全般

ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。

イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

ウ その他サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。

例：「海老名市有料広告事業受託事業者」

(2) 有料老人ホーム

ア 第1号に規定するもの

イ 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、当該指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。

ウ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。

エ 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年度公正取引委員会告示第3号）」に抵触しないこと。

(3) 有料老人ホーム等の紹介業

ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

イ その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。

11 不動産事業

(1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。

(2) 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記する。

(3) 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。

(4) 契約を急がせる表示は、掲載しない。

例：「早い者勝ち」、「残り戸数あとわずか」等

12 弁護士、税理士、公認会計士等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

13 旅行業

(1) 登録番号、所在地及び補償の内容を明記する。

(2) 不当表示に注意する。

例：「白夜でない時期の「白夜旅行」、「行程にない場所の写真」等

14 通信販売業

返品等に関する規定が明確に表示されていること。

15 雑誌、週刊誌等

(1) 適正な品位を保った広告であること。

- (2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること及び不快感を与えないものであること。
- (3) 性犯罪を誘発又は助長するような表現（文言、写真）がないものであること。
- (4) 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権及びプライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。
- (5) タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。
- (6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。
- (7) 未成年及び心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。
- (8) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。

16 映画、興業等

- (1) 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは、掲載しない。
- (2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは、掲載しない。
- (3) いたずらに好奇心に訴えるものは、掲載しない。
- (4) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張したりした表現等は使用しない。
- (5) ショッキングなデザインは、使用しない。
- (6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは、掲載しない。
- (7) 年齢制限等、一部規制を受けるものは、その内容を表示する。

17 占い及び運勢判断

- (1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- (2) 占いや運勢判断に関する出版物は、その都度判断する。
- (3) 料金や販売について明示する。

18 結婚相談所及び交際紹介業

- (1) 結婚相手紹介サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記する。
- (2) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

19 調査会社、探偵事務所等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

20 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

- (1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- (2) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。

21 募金等

- (1) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。
- (2) 下記の主旨を明確に表示すること。

「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」

22 質屋、チケット等再販売業等

- (1) 個々の相場、金額等の表示はしない。
例：「〇〇〇のバッグ50,000円」、「航空券 東京～福岡 15,000円」等
- (2) 有利さを誤認させるような表示はしない。

23 トランクルーム及び貸し収納業者

- (1) 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることが必要。
- (2) 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、次の主旨を明確に表示すること。「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。」等

24 ダイヤルサービス

“ダイヤルQ2”のほか各種のダイヤルサービスは内容を確認のうえ判断する。

25 規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告

本表5で定める規制業種に該当する企業による規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。

26 その他表示について注意を要すること。

- (1) 割引価格の表示
割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。
例：「メーカー希望小売価格の30%引き」等
- (2) 比較広告（根拠となる資料が必要）
主張する内容が客観的に実証されていること。

(3) 無料で参加・体験できるもの

費用がかかる場合がある場合には、その旨明示すること。

例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等

(4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地及び連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話又はPHSのみの明記は認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。

(5) 肖像権及び著作権

無断使用がないか確認をする。

(6) 宝石の販売

虚偽の表現に注意する。(公正取引委員会に確認の必要あり。)

例：「メーカー希望価格の50%引き」(宝石には通常、メーカー希望価格はない) 等

(7) 個人輸入代行業等の個人営業広告

(8) アルコール飲料

ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。

例：「お酒は20歳を過ぎてから」等

イ 飲酒を誘発するような表現の禁止

例：お酒を飲んでいるまたは飲もうとしている姿等